

(参 考)

入院時の食事に係る給付

- 入院時の食事については、食事の質の向上、患者の選択の拡大等を図るため、平成6年10月から入院時食事療養費制度を導入。

入院時食事療養（Ⅰ） 1,920円（1日につき）

一定の基準を満たす保険医療機関において算定

・ 特別管理加算 200円

※管理栄養士による食事療養、適時・適温の食事療養等の要件を満たす場合に加算

・ 特別食加算 350円

※腎臓食、糖尿病食などの治療食を提供した場合に加算

・ 食堂加算 50円（ただし、療養病棟入院患者を除く）

・ 複数メニュー加算 50円

入院時食事療養（Ⅱ） 1,520円（1日につき）

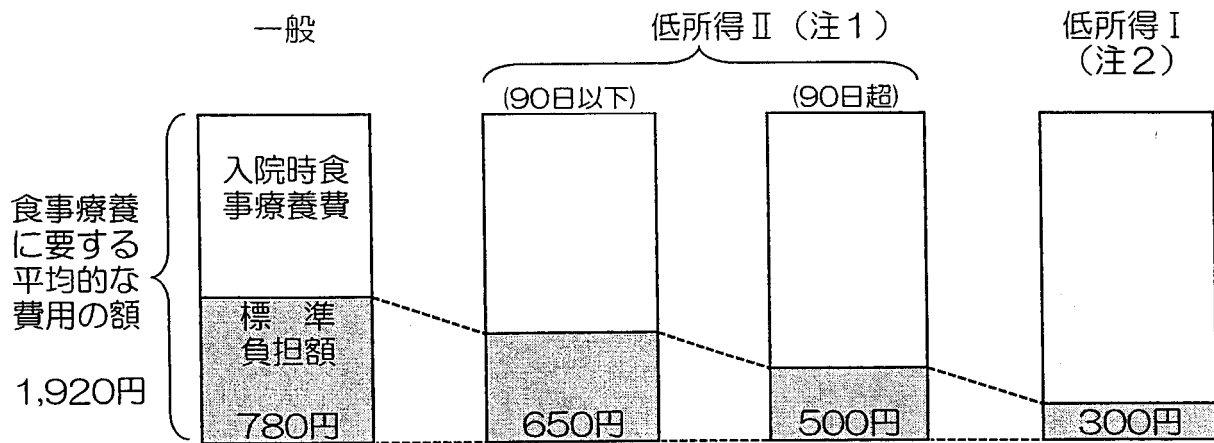
（Ⅰ）以外の保険医療機関において算定

（参考）介護保険における食事療養費

基本食事サービス費 2,120円（1日につき）

- 入院して療養している者と在宅等で療養している者との公平を図る観点から、食事に関して家庭でも要している程度の額を、標準負担額として患者から徴収（1日単位の定額）。

- 標準負担額は、総務省の家計調査における1人当たりの平均の食事の額を勘案して設定。



(注1) 市町村民税非課税者の場合など

(注2) 70歳以上被保険者及び被扶養者のすべてについて判定基準所得が0円の場合など

※判定基準所得＝総所得金額＋山林所得等

- 入院時食事医療費 9,815億円 (平成15年度推計額)

※国民医療費の3.1%

出典：平成15年度国民医療費の概況 (厚生労働省大臣官房統計情報部)

入院時の食事に係る給付の変遷

～平成6年9月	平成6年10月～平成8年4月	平成8年5月～平成9年3月	平成9年4月～現在
○給食料 142点 ・基準給食加算 47点 ・特別管理給食加算 10点 ・医療用食品加算 18点 ・特別食加算 35点	○入院時食事療養（Ⅰ）1,900円 ・特別管理加算 200円 ・医療用食品加算 180円 ・特別食加算 350円 ・食堂加算 50円 ・選択メニュー加算 50円 ○入院時食事療養（Ⅱ）1,500円	○入院時食事療養（Ⅰ）1,900円 ・特別管理加算 200円 （廃止） ・特別食加算 350円 ・食堂加算 50円 ・複数メニュー加算 50円 ○入院時食事療養（Ⅱ）1,500円	○入院時食事療養（Ⅰ）1,920円 ・特別管理加算 200円 ・特別食加算 350円 ・食堂加算 50円 ・複数メニュー加算 50円 ○入院時食事療養（Ⅱ）1,520円

（参考）標準負担額

	平成6年10月～平成8年9月	平成8年10月～平成12年12月	平成13年1月～現在
/	○一般 600円 ○低所得者（短期） 450円 ○低所得者（長期） 300円 ○高齢低所得者 200円	○一般 760円 ○低所得者（短期） 650円 ○低所得者（長期） 500円 ○高齢低所得者 300円	○一般 780円 ○低所得者（短期） 650円 ○低所得者（長期） 500円 ○高齢低所得者 300円